



JDR通信

平成 20 年  
2 月 12 日号

www.jdr-japan.com

## 【法律に従って、有益な広告・宣伝メールを送信しましょう！】

今年度予定されている法律改正で、宣伝・広告メールの送信は大きく制限されます。また受信者にとって必要のないメールは、簡単に捨てられてしまいます。



法律と消費者を正しく理解し、歓迎される情報メールの送信を目指しましょう！

迷惑メールは現在「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（総務省）で主に規制されています。今回はこの法律について、具体例をあげながらみていきたいと思います。また法制度を踏まえ、「迷惑メール」として捨てられることなく、お客様に実のある情報をどのように提供していけばいいかを考えていきましょう。

### 【特定電子メールの送信の適正化等に関する法律】

#### ① 規制対象となる電子メールとは？

- 営利団体や個人事業者が本人、及び他者の**広告**や**宣伝**を行う方法として送信された電子メールのうち

- 受信者がそのメールの送信を求めている場合や同意していない場合
  - そのメールについての営業（取引関係）に関与していない場合
- これを「**特定電子メール**」と定義し、送信の際以下に述べる義務・禁止事項を設けています。

#### ② 送信者の義務は？

特定電子メールには以下の**表記が必要**です。

- **特定電子メールであることの表示**  
件名に「未承諾広告※」と表示しなければなり

ません。「未承諾広告※お得情報！！」など余計な文言の追加は禁止です。

#### ● **送信者の氏名または名称と住所・電話番号**

1つでも欠けると違反となります。

#### ● **送信に使用したメールアドレス**

- **受信拒否通知を受け取るためのメールアドレス**  
受信を望まない方はこちらで手続きをお願いします→http://????は違反です。ホームページで手続きさせてはいけません。

#### ● **その他総務省令で定める事項（現在なし）**

また以下の2つは**禁止事項**です。

#### ● **ランダムに生成したアドレスへの送信**

機器を使用せずにランダムに作成した場合は除外されており、問題になっています。

#### ● **受信拒否者への再送信**

はじめに会員登録をした者にメルマガを送っていても、**受信拒否されたらそれ以降、一切送信してはいけません。**

#### ③ どのような罰則があるのか？

- **表示義務に違反・拒否者に対して再送信・架空アドレスへ送信した場合**

→総務大臣から**措置命令**が下されます。

その後も違反があれば「**一年以下の懲役又は百**



JAPAN DIRECT RESEARCH

（株）ジャパン・ダイレクト・リサーチ

Email: info@jdr-japan.com

Tel: 03-3273-5800



## JDR通信

平成 20 年  
2 月 12 日号

www.jdr-japan.com

万円以下の罰金」となります。

### ●発信者の情報に虚偽があった場合

他人になりすまして送信する、送信者情報に架空の氏名・住所などを記載した場合などです。

→措置命令の対象であるとともに、違反があればすぐに上記の行政罰が下されます。

### 【迷惑メールの現状】

ネット利用者感覚としても迷惑メールはなくなっていません。そのおもな理由として

- ・国内法を適用できない**海外発のメールが増加**
- ・送信の手口が巧妙化し、**発信元の特定が困難**

が挙げられます。他人のサーバーを乗っ取ってメールを送信することも可能となるなど年々手口が巧妙化し、発信元の特定が難しく、**悪質業者の摘発は数件にとどまっています。**

また広告・宣伝メールの**約 99%が「未承諾広告※」と表示せず、約 96%が送信者情報を偽っている**ことが分かりました。（日本データ協会・平成 18 年調査）

### 【2008 年、総務省の方針について】

総務省は今年 1 月、**受信者の同意を得ない広告や宣伝など迷惑メールの送信を全面的に禁止する方針**を固めて、法律改正案の今国会提出を目指すと発表しました。以下に、ポイントを整理してみましょう。

#### ① メール発信自体が違法になる

今までは、たとえば自社の見込み客に、まずメルマガ 1 通を発信（送信者の義務を果たしたもの）→受信拒否がなければ次回からも発信、という行為は適法でした。しかし、改正案では**広告・宣伝のための電子メールを受信者の承諾なしに送ることが一律禁止**される予定です。つまり、**送信できるのは、事前に受信を承諾した会員向けなどに限定**されるため、事実上、1 回目でも**迷惑メールの発信が違法行為**となります。

#### ② 海外発の迷惑メールの違法化

#### ③ 「広告・宣伝」目的以外のメールの規制強化

たとえばクレジットカードの番号など個人情報盗み出すフィッシングメールなどが新たに規制対象に加わる予定です。

#### ④ 罰金額の引き上げなど罰則の強化

罰金額の上限が現行の 100 万円から **3,000 万円**に引き上げられる予定です。

#### ⑤ 同意の証拠を保存

受信者から**どのような形で同意を得たかの記録を保存**しておく必要が生じます。

### 【消費者が歓迎するメールとは？】

以前までは、安く簡単に大量送信できる特徴を生かして、できるだけ多くの電子メールを送信し、その中からお客様をピックアップする**宣伝・広告が主流**でした。しかし、現在でも PC 1 台が受信するメールの**約 20%を迷惑メールが占めている**というデータがあります。

（総務省、平成 18 年 12 月調査）これでは、受信者がよほど注目していない限り、メールは開封されずゴミ箱に入れられてしまうでしょう。

さらに改正案が成立すると、希望する人にしかメールを送信できなくなってしまいます。

今後は、飛び込み営業のようにいきなり送りつけるメールではなく、**お客様とのコミュニケーション手段**として考えていくことが必要となりそうです。

受け手が来るのが楽しみになる、興味を持って開いて読むメールを送信するには、まず消費者の理解に立ち返り、いつも何をしているか、何を考えているか、そして何を求めているかを知り、それを**情報の発信方法や情報のコンテンツに活かす**ことで、より効率的なメールマーケティングができるのではないのでしょうか。法律・規制をよく知ると同時に、お客様もよく理解する努力が求められていますね。



JAPAN DIRECT RESEARCH

㈱ジャパン・ダイレクト・リサーチ

Email: info@jdr-japan.com

Tel: 03-3273-5800